

随意契約理由書

件名	令和7年度 海岸線電車全般検査 空制装置等		
契約の相手方	ナブテスコ株式会社		
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当		
随意契約の理由			
・電車は省令により定期検査を行う必要がある。その期間は、重要部検査は5年または走行距離が60万kmのいずれか短い期間毎、全般検査は10年毎となっている。検査は神戸市高速鉄道実施基準に基づき、電車の主要な部分を取り外し、点検・測定・部品の取替等を行う。本作業を担当するものは、当局電車の機能・構造等を熟知し、設計図書等に基づく作業・検査の施工及び特殊な電車部品の製作・手配が必要不可欠である。これらの諸条件を満たす業者は、車両新製時に空気制動装置・戸閉装置等の製作を担当した、上記業者だけである。			
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 御崎検修係 (電話番号 652-7340)		